

福祉医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給していない方は、問い合わせてください。

なお、ここにあげた制度を利用するには、原則として受給者証の交付を受ける必要があります。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111(内線227・217)

※助成内容は、平成23年4月1日現在のものです。

福祉医療費助成制度を紹介します

制度名	資格・要件	所得制限	申請に必要な書類
子ども医療費助成制度	出生日から中学校卒業までの子どもの通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※中学校卒業とは、15歳到達の年度末までです。	なし	①子どもの健康保険被保険者証 ②印鑑
母子家庭等医療費助成制度	母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父、もしくは父母のいない18歳未満の子に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※18歳未満児童とは、18歳到達の年度末までの児童です。	児童扶養手当の所得制限以内の方 ※所得に養育費の8割を合算	①健康保険被保険者証 ②印鑑
障害者医療費助成制度	次の方に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア)身体障害者手帳1～3級の方 (イ)身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ)療育手帳AまたはB判定(IQ50以下)を受けた方 (エ)自閉症状群(高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む)と診断された方	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③身体障害者手帳、療育手帳など ④(エ)の方 自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神障害者医療費助成制度	次の方に医療費の助成をします。 (ア)精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (イ)精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の1/2の額を助成します。 ※申請された方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要となります。 (ウ)障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ・指定医療機関に受診した場合の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③(ア)の方 精神障害者保健福祉手帳 (イ)の方 精神科医師による診断書 (ウ)の方 自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
後期高齢者福祉医療費助成制度	高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次のいずれかに該当する人は、保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア)障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療に該当する高齢者 (イ)公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者:精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者:感染症予防法第19条の規定による命令入院患者と同法第20条により命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ)戦傷病者手帳を保持している高齢者 (エ)下記に該当する高齢者 ・ねたきり、または、重度・中度の認知症の状態で、生活介護を受けていることが3ヶ月以上継続している方 ・独り暮らしの方	(ア)のうち障害者医療、精神障害者医療、および(イ)は、なし (ア)のうち母子家庭等医療(ウ)は、所得制限あり (エ)は、市町村民税非課税世帯	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③(ア)の方 障害者医療、精神障害者医療費助成制度欄参照 (ウ)の方 戦傷病者手帳 (エ)の方 要件によって異なるためお問い合わせください。

後期高齢者福祉医療費受給者証を更新します

有効期限が今年7月31日(日)までとなっている方は、更新の手続きが必要です。
該当する方には、6月下旬に後期高齢者福祉医療費更新申請書をお送りしておりますので、必要事項を記入し7月15日(金)までに返送してください。
返送期日が遅れると、有効期限の日までに新しい後期高齢者福祉医療費受給者証を送付できませんのでご注意ください。